

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(出入国制限措置の延長)

2021年5月5日
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府は新型コロナウイルス感染症対策として出入国制限措置を実施していますが、同措置が5月14日(金)午前6時まで延長されました。なお、この度の延長にともなう大きな変更はありません。

EU・シェンゲン協定加盟国の滞在許可を有されている方、EU・シェンゲン協定加盟国民の家族の方、事前に各地のギリシャ大使館・領事館で査証を得た方などの例外を除いて、日本居住者のギリシャへの入国は、引き続き、原則拒否されていますので、ご注意ください。

制限措置の詳細については、以下のリンクから、前回4月26日付けの当館からのお知らせをご参照ください。

<https://www.gr.emb-japan.go.jp/files/100181786.pdf>

在ギリシャ日本国大使館

電話:210-670-9910、9911

F A X:210-670-9981

H P:<http://www.gr.emb-japan.go.jp>

メール:consular@at.mofa.go.jp